

八十五 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の施設基準  
第三十一号の規定を準用する。  
八十六 指定介護予防認知症対応型共同生活介護における夜間支援体制加算に係る施設基準  
第三十二号の規定を準用する。この場合において、同号イ(1)中「第八号」とあるのは「第二十二号」と、同号イ(2)中「前号イ又はハ」とあるのは「第三十二号イ又はハ」と、同号ロ(2)中「前号ロ又はハ」とあるのは「第三十二号ロ又はハ」と読み替えるものとする。

○厚生労働省告示第九十七号  
介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第六十八條第三項及び第八十七條第三項の規定に基づき、介護保険法施行規則第六十八條第三項及び第八十七條第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額（平成十二年厚生省告示第三十八号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十三日  
厚生労働大臣 塩崎 恭久  
第二号中「注5から注7まで」の下に「ロ」を加える。  
第三号中「注7から注12まで」の下に「及びチ」を、「注6から注10まで」の下に「並びにハ」を加える。  
第四号中「の訪問リハビリテーション費のイの注3」の下に「及びハ」を加え、「及び」を「並びに」に改め、「介護予防訪問リハビリテーション費のイの注3」の下に「及びロ」を加える。  
第五号中「注5」の下に「ハ」を、「注2」の下に「チ」を加える。  
第六号中「及びホ」を「ホ及びハ」に改め、「注2」の下に「ト」を加える。  
第七号中「の短期入所生活介護費」の下に「ホ及びハ」を、「介護予防短期入所生活介護費」の下に「ニ及び」を加える。  
第八号中「注16」を「注15」に、「イ(7)、ロ(9)、ハ(7)」を「イ(6)、イ(7)、ロ(8)、ロ(9)、ハ(6)、ハ(7)、ニ(7)」に、「イ(6)、ロ(8)、ハ(6)」を「イ(5)、イ(6)、ロ(7)、ロ(8)、ハ(5)、ハ(6)、ニ(6)」に改める。  
第九号中「の特定施設入居者生活介護費」の下に「ハ及びト」を加え、「及び」を「並びに」に改め、「介護予防特定施設入居者生活介護費」の下に「ニ及びホ」を加える。  
第十号中「注5から注10まで及びハ」を「注6から注11まで並びにホからトまで」に改める。  
第十一号中「夜間対応型訪問介護費」の下に「ハ及び」を加える。  
第十二号中「の認知症対応型通所介護費」の下に「ハ及び」を加え、「及び」を「並びに」に改め、「介護予防認知症対応型通所介護費」の下に「ハ及び」を加える。  
第十四号中「ホ及びト」を「イの注7及びトから又まで」に、「ハ及びホ」を「イの注7及びニからハまで」に改める。

第十五号中「の認知症対応型共同生活介護費」の下に「ト及び」を加え、「及び」を「並びに」に改め、「介護予防認知症対応型共同生活介護費」の下に「ハ及び」を加える。  
第十六号中「ハ」を「ホ及びハ」に改める。  
第十七号中「ホからチまで及び又」を「ハからワまで」に改める。  
○厚生労働省告示第九十八号  
厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準（平成十一年厚生省告示第九十九号）第六号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成十二年厚生省告示第五十三号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。  
平成二十七年三月二十三日  
厚生労働大臣 塩崎 恭久

北海道の項中「上湧別町」を「湧別町」に改める。  
福島県の項中「船津」を「舟津」に改める。  
山梨県の項中「富士嶺」を「富士ヶ嶺」に改める。

Table with columns for municipalities: 東広島市, 安芸高田市, 安芸太田町. It lists various geographical locations and administrative changes.

Table with columns for municipalities: 黒木町, 福岡県の項中. It lists various geographical locations and administrative changes.